資料３

関西広域連合

関西防災・減災プラン（総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編）の改訂（中間案）について

令和３年10月28日
広 域 防 災 局

新型コロナウイルス感染症への対応、国の防災基本計画の修正及び関西広域連合の取組成果等を踏まえ、関西広域連合の防災・減災対策の充実・強化を図るため、関西防災・減災プラン（総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編）を改訂する。

１　これまでの経緯及び改訂スケジュール（案）

時　　期		内　　容
令和３年	８月１７日	第１回 関西広域防災計画策定委員会での中間案の協議
	１０月２８日	**広域連合委員会での中間案の協議**
	１２月１１日	広域連合議会 防災医療常任委員会への中間案の説明
	１２月中旬～	パブリックコメント実施
	１２月下旬～	第２回 関西広域防災計画策定委員会での最終案の協議
令和４年	１月２７日	広域連合委員会での最終案の協議
	３月　５日	広域連合議会に提案

２　主な改訂概要（案）　別添のとおり

【参考】関西広域防災計画策定委員会委員

氏　　名	所　　属　・　　職
荒木　裕子	名古屋大学減災連携研究センター特任准教授
太田　直子	たかしま災害支援ボランティアネットワーク「なまず」代表
◎　河田　惠昭	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター長
神田　　彰	公益社団法人関西経済連合会理事
岸野　雅信	公益財団法人兵庫県消防協会長
木村　玲欧	兵庫県立大学環境人間学部・大学院環境人間学研究科教授
小滝　篤夫	福知山市観音寺自主防災会長
中野　　晋	徳島大学環境防災研究センター特命教授
野田　　隆	奈良女子大学研究院生活環境科学系教授
平田　隆行	和歌山大学システム工学部准教授
室﨑　益輝	兵庫県立大学減災復興政策研究科長
山崎　栄一	関西大学社会安全学部教授

◎：委員長を示す。

関西防災・減災プラン（総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編）の改訂概要（案）

別 添

Ⅰ　改訂の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症への対応、国の防災基本計画の修正及び関西広域連合の取組成果等を踏まえ、関西広域連合の防災・減災対策の充実・強化を図るため、プラン関係編を改訂する。

主な改訂内容

1. 災害時における新型コロナウイルス感染症対策を反映
2. 国の防災基本計画の修正（R2.5、R3.5）等を反映
   （災害対策基本法改正や近年の災害教訓を踏まえた対策など）
3. 関西広域連合の広域防災・減災対策の取組成果等を反映

＜関西防災・減災プラン各編の策定・改訂状況と今回改訂＞

プラン名	策定	改訂	R3年度見直し
総則編、地震・津波災害対策編	H24.3	H29.11、R2.3	○
風水害対策編	H26.6	R2.3	○
原子力災害対策編	H24.3	H25.6、H31.3	○
感染症対策編（新型インフルエンザ等）	H26.6		※
感染症対策編（家畜伝染病）	H26.6	R3.2	

※感染症対策編（新型インフルエンザ等）は、感染の終息後、政府や構成府県市の検証等の結果も踏まえつつ、適切な時期に改訂を実施する予定

Ⅱ　主な改訂（追記・修正）内容

1．災害時における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

① 避難所における感染症対策の充実・強化（地、風、原）

・被災市町村は、感染症対策に配慮した十分な避難スペースを確保するとともに、適切にレイアウトした避難所を運営する。

② 感染症対策に配慮した訓練の実施（地、風、原）

・広域連合が構成団体及び連携県とともに実施する広域応援訓練において、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

③ 感染症対策に必要な物資の円滑な調整（地、風、原）

・応援府県が調達する救援物資に不足が発生する場合に、広域連合が府県間調整を行う救援物資の例として、マスク、消毒液、パーティション等の感染症対策に必要な物資を追記する。

感染症対策に配慮した
避難所レイアウト

令和2年度避難所開設･運営訓練
（堺市）

感染症対策資機材の備蓄

④ コロナの自宅療養者等の円滑な避難に向けた情報共有等（地、風、原）

・構成団体の保健福祉担当部局は、自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を提供・共有する。
・自宅療養者等（自宅療養者、濃厚接触者）の被災に備えて、構成団体の保健所と防災担当部局が連携し、自宅療養者等がハザードマップ上の危険エリアに居住しているか確認するよう努める。必要に応じて、自宅療養者等に対して、個人情報に留意しつつ、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

⑤ 被災自治体への応援職員等の感染症対策の徹底（地、風、原）

・構成団体及び連携県は、応援職員の派遣にあたって、派遣職員のマスク着用や健康管理等を徹底するとともに、派遣前のワクチン接種やPCR検査・抗原検査を検討する。
・構成団体及び連携県は、会議室のレイアウトの工夫やＴＶ会議及びＷｅｂ会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

【凡例】
地：地震・津波災害対策編
風：風水害対策編
原：原子力災害対策編

避難所における情報共有
（令和2年7月豪雨（熊本））

派遣職員の感染症対策（マスク着用・換気）
（令和2年7月豪雨（熊本））

関西防災・減災プラン（総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編）の改訂概要（案）

Ⅱ　主な改訂（追記・修正）内容

２．国の防災基本計画の修正（R2.5、R3.5）等を踏まえた修正
（災害対策基本法改正や近年の災害教訓を踏まえた対策など）

（１）災害対策基本法改正（R3.5）を踏まえた修正

① 災害発生のおそれがある段階を含めた広域避難調整（風）

・広域連合は構成団体及び連携県と連携し、広域避難の受入調整を実施する。

・緊急を要する場合は、市町村が他府県の市町村に対して広域避難の協議を直接行うことができる。

② 円滑な広域避難に向けた協定締結や訓練の実施（地、風）

・構成団体は、円滑な広域避難のため、他の自治体や運送事業者等との応援協定の締結に努める。

・広域連合は、大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう広域避難を想定した実践型の防災訓練の実施に努める。

平成30年度原子力総合防災訓練
（福井県高浜町から兵庫県宝塚市への広域避難訓練）

③ 避難情報の見直し（地、風、原）

・住民への適切な情報伝達の観点から、「避難勧告・避難指示」の「避難指示」への一本化や避難行動要支援者に対する「高齢者等避難」の見直し等、市町村が発令する避難情報の見直しを踏まえ修正する。

④ 個別避難計画作成の努力義務化と作成促進（地、風、原）

・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村の個別避難計画の作成が努力義務化されたことに伴い、計画作成を一層促進する。

新たな避難情報等と警戒レベル

個別避難計画作成の手引き
（兵庫県作成）

（２）令和元年房総半島台風（R元.9）、令和元年東日本台風（R元.10）及び令和３年７月１日からの大雨に係る災害対応の教訓を踏まえた修正

① 災害対策拠点となる重要施設の長期停電への対応力強化（地、風）

・構成府県は、重要施設（人命や災害応急対策に関わる施設）の非常用電源の設置状況、燃料確保先等をリスト化するよう努めるとともに、大規模停電時に、リスト化した重要施設のうち、電源の確保が必要な施設の把握を行う。

② 被災者への物資支援の充実（地、風）

・構成団体は、国が開発した「物資調達・輸送調整等支援システム」（R2.4運用開始）を活用し、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

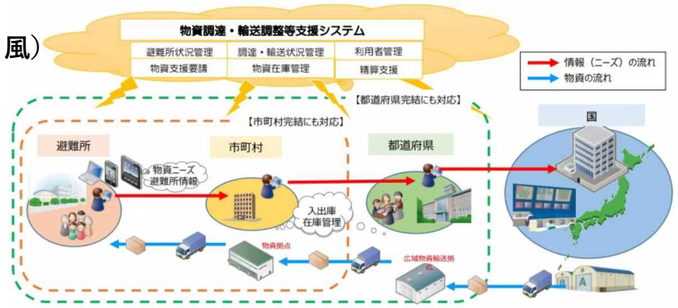

国の物資調達･輸送調整等支援システムの概要

③ 災害リスクととるべき行動の理解促進（風）

・構成府県は、管内市町村と連携し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと等避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

・広域連合及び構成団体は、事業者に対し、豪雨等危険な状況下で従業員等が屋外移動することを防ぐため、テレワーク、時差出勤、計画的休業等の措置を早期に講じるよう働きかける。

住民向け防災ガイド
（神戸市作成）

④ 死者・行方不明者の氏名公表（地、風）

・構成府県は、令和３年６月に全国知事会がまとめた「災害時の死者・行方不明者の氏名公表等に係るガイドライン」や同年９月の国通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」を踏まえ、氏名公表の対応について事前に対応を検討する。

＜公表の方針別の標準的な対応例（全国知事会「災害時の死者･行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」）＞

3つのパターン	ポイント
①個人情報保護を重視し、公表を判断する	･家族･遺族の同意、住基の閲覧制限がないことを要件に公表（行方不明者について、救出･救助活動に資する場合は、同意を確認せず公表することもある）
②発生した事実を速やかに公表する	･家族･遺族の同意や住民基本台帳の閲覧制限の確認等を前提とせず公表
③被災状況から公表を判断する	･被災状況から、迅速な救出救助などに必要な場合は公表

関西防災・減災プラン（総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編）の改訂概要（案）

Ⅱ　主な改訂（追記・修正）内容

（3）その他の修正

① 正常性バイアス等を踏まえた適切な避難行動をとるための住民への普及啓発の推進（地、風）

・構成団体は、住民が正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）等を認識し、避難行動すべきタイミングに適切な避難行動がとれるよう普及啓発を図る。

令和元年度住民向け避難行動に関するワークショップ（兵庫県太子町）

② 福祉避難所の指定による要配慮者の避難先の確保（地、風）

・市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

・市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者（高齢者、障害者等を表記）を特定して公示する。

令和2年度避難行動要支援者搬送訓練（兵庫県明石市）

③ 要配慮者利用施設の防災体制の強化（風）

・市町村は、要配慮者利用施設が策定する避難確保に関する計画や訓練実施に対して、必要に応じて、円滑に避難するための必要な助言等を行う。

④ 災害派遣福祉チーム（DWAT）の整備・派遣による要配慮者の福祉支援体制 の整備（風）

・構成府県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下防止を目的とした災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWAT）等の整備・派遣に努める。

⑤ あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進（風）

・特定都市河川浸水被害対策法の改正（R3.7施行）に伴い、特定都市河川（※）の河川管理者、下水道管理者、民間事業者等で構成する流域水害対策協議会を組織し、特定都市河川流域における雨水貯留浸透対策の強化や保水・遊水機能を有する土地の保全等の浸水被害の防止を図る。

※連合構成府県内の特定都市河川：寝屋川が該当

3．関西広域連合の広域防災・減災対策の取組成果等を踏まえた追記

① 関西広域連合帰宅困難者NAVI（ナビ）の作成・運用（R3.3～）（地）

・広域連合は、帰宅ルートや沿道の帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合帰宅困難者NAVI（ナビ）」の作成・運用により、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する。

ポータルサイト（検索画面）

② 災害時の情報入手方法等周知のための外国人観光客向け啓発カードの作成・配布（R2.3～）（地、風）

・広域連合は、外国人観光客が携帯電話端末等を用いて、QRコードを読みとることで、災害関連情報を入手する方法を周知するための啓発カードの作成・配布により、外国人観光客の円滑な避難を支援する。

外国人観光客向け啓発カード（左：表面、右：裏面）

③ ライフライン事業者との大規模広域災害における連携・協力に関する協定の締結（R2.３）と訓練の実施（R2.11）（地、風）

・広域連合は、ライフライン事業者との間で「大規模広域災害における連携・協力に関する協定」を締結し、 平時からの情報共有と大規模広域災害時の連携・協力に向けた体制を構築する。

・広域連合は、ライフライン事業者や実動機関と連携して訓練を実施し、上記の協定に基づく連携・協力を実効性あるものとする。

ライフライン事業者との協定締結式（R2.3）（通信会社、電力会社、ガス会社）

令和2年度関西広域応援訓練（堺泉北港2区 基幹的広域防災拠点）

左：倒木除去訓練
右：災害復旧資材の空輸訓練